

あいふるケアレンタルショップ運営規程
〔 特定（介護予防）福祉用具販売事業 〕

（事業の目的）

第1条 有限会社あいふるケアが開設するあいふるケアレンタルショップ（以下「事業所」という。）が行う特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。

（事業の基本方針）

第2条

1. 特定（介護予防）福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
2. 特定（介護予防）福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定（介護予防）福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
3. 本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 あいふるケアレンタルショップ
所在地 愛知県田原市田原町殿町 16-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名 常勤兼務、専門相談員と兼務、他の事業に兼務（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与）

管理者は従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 専門相談員 2名以上（常勤換算）

他の事業に兼務（特定福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具貸与）

専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更を行い、特定福祉

用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下

のこを行う。

- 1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
- 3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定、4) 特定福祉用具の使用法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日～1月3日迄を除く。

2. 営業時間

午前9時から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。

1. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
2. 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
3. 事業所は、正当な理由なく特定福祉用具の提供を拒まない。

(特定福祉用具の品名及び販売費用の額等)

第7条 この事業所において取り扱う特定福祉用具販売の種目は厚生労働大臣の定める全種目とし、品名

ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする。(パンフレット添付)

1. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を
使用した場合の交通費は別表の額とする。
2. 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を
行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
3. 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の品名、販売日、
並びに料金を記載した、領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を
利用者に交付することとする。

(通常の事業実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は、田原市、豊橋市とする。

(非常災害対策)

第9条 当事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、その他必要な訓練を行う。また、別途業務
継続計画を作成する。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に次の措置を講じ
る。

また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員
に周知徹底を図る。
2. 事業所における虐待の防止の為、指針を整備する。
3. 事業所において、従事者に対し、虐待防止の為研修を定期的実施する。
4. 上記措置を適切に実施する為に、担当者を置く。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、感染症対策指針を作成し、平
常時

の対策及び発生時の対応についての管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的
に開

催する。職員は感染症マニュアルに基づきシミュレーション訓練など必要な訓練を行う。また、
別途

業務継続計画を作成する。

(事故発生時の対応)

第12条 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し、適切な

措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。

(利益供与の禁止)

第 13 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその従業者等に対し、利
用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら
ない。

(秘密保持)

第 14 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくな
つ
た後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
2. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族
の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 15 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設
置
する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従事者全員で
検討
会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従事者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとと
もに業務体制を整備する。

1. 従事者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する
も
のとする。
2. この規定の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい 場
所に
掲示する。
また、第 7 条第 1 項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。
3. 第 7 条第 4 項のサービス提供記録、第 10 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処
理
に関する記録については、整備の上、完結してから 5 年間保存する。
4. 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出

の

求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な

改善を行う。また、都道府県等から求められた場合にはその改善の内容を都道府県等に報告する。

5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は（有）あいふるケアと、あいふるケアレンタルシヨツ

プの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は令和6年3月25日から施行する。